

令和4年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和4年6月16日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 小菅 康子	2番 田中 陽介
	3番 石川 恵美	4番 村田 弘行
	5番 木下 伸一	6番 津村 俊二
	7番 益川 教智	8番 東郷 克己
	9番 服部 嘉雄	10番 奥山文市郎
	11番 山崎 有子	12番 山本 剛
	13番 鈴木 市朗	14番 山崎 敦志
	15番 橋 俊明	16番 岩井智恵子
	17番 稲垣 誠亮	18番 荒川 泰宏

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	佐野 博之
教育長	西村 健	市立野洲病院長	福山 秀直
政策調整部長	赤坂 悦男	総務部長	川端 美香
市民部長	長尾 健治	健康福祉部長	吉田 和司
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾	健康福祉部政策監 (病院整備担当)	布施 篤志
市立野洲病院事務部長	武内 了恵	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	吉川 武克	教育部長	馬野 明
政策調整部次長	小池 秀明	総務部次長	井狩 勝
広報秘書課長	江口 智紀	総務課長	山本 定亮

出席した事務局職員の氏名

事務局長	遠藤 総一郎	事務局次長	辻 昭典
書記	辻 義幸	書記	井上 直樹

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長（荒川泰宏君）（午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、昨日と同様であり、送付を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長（荒川泰宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第14番、山崎敦志議員、第15番、橋俊明議員を指名いたします。

ここで、福山院長より答弁の訂正を求めておられますので、これを許します。

福山市立野洲病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 議長のお許しをいただきましたので、昨日の発言のですね、訂正といいますか、補足説明をしたいと思ひまして、お時間をいただきました。

ちょっと、難義とちょっと早くやり取りをしたので、いろいろちょっと語弊を招くところがあると思ひましたので、もう一度確認したいと思ひます。

この意見広告の発行者が医師会ではなくて、市立野洲病院駅前早期建築を実現する会であって、これ、医師会の中にも、今、事務局があるんですが、実際には患者さんの団体とかそういうものも全部入っていて、むしろこの紙を配ってくれと言われたのは、その団体の方々です。僕らはウェブを見たらいいんじゃないという話は言ったんですけども。そ

れで、紙じゃないと分からないと、お年寄りの人が。と言うので、これを配ることにしたので。全然、私がこれを書けとか、これ、ばらまけと言っているわけではありません。誤解のないようにしてください。

今日はもう一つですね、法人に加入してデメリットがないと。僕、たしかちゃんと言ったと思うんですが、市立病院内はそんなことはないんですが、法人化、もしした場合には、意見の打診をしなくちゃいけないというので、予算とかですね、いろんなものを聞かなくては行けないと。病院の運営に関しても、重要な資産の処分であるとか計画。事業計画を変更する。それから、合併分割。こういうような、いわゆる民間で行われることを前もって法人に聞けというので、これはそこで若干デメリットは出てくる可能性はあります。だから、市立病院の間の場合は、これはここでの議決を経ないとできませんから、そういう意味でもう絶対にないという意味で言ったので、ちょっと語弊があるといかんと思ひまして。

○議長（荒川泰宏君） 次に、布施健康福祉部政策監より答弁の訂正を求めておりますので、これを許します。

布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 議長のお許しをいただきましたので、答弁の訂正を申し上げます。

稲垣議員の一般質問におきまして、大項目4つ目、「野洲市民病院の開院における運営形態について、抜本的な変更を求める」の4点目のご質問、開院の見込みを繰り上げることは可能かについての私の答弁におきまして、訂正がございます。

特別委員会でお示しをしたスケジュールの内訳につきまして、例えば基本設計から実施設計で15か月、本体工事で21か月と申し上げたところでございますが、正しくは、例えば基本設計から実施設計で17か月、本体工事で19か月に訂正をお願い申し上げます。大変申し訳ございません。

以上でございます。

（日程第2）

○議長（荒川泰宏君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

発言順位は、昨日に引き続き、一般質問一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

なお、質問に当たっては簡潔明瞭にされるよう希望します。

まず、通告第14号、第10番、奥山文市郎議員。

奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） 第10番、創政会、奥山でございます。皆さん、改めましておはようございます。

昨日、国会も閉会いたしまして、いよいよ来月10日は参議院選挙、加えまして、当県につきましては知事選といったダブル選挙がございます。国政、県政ともに様々な課題が山積しておりますが、市民の政治もこの1か月余り関心が高まってくるかと思っております。

さて、今回、私は3つの質問をさせていただきますので、どうかよろしく願い申し上げます。

まず、第1問目です。内部統制（ガバナンス）と人材育成について質問させていただきます。

私は、野洲市の最高意思決定機関である市議会とは、年4回開催の株主総会であると考えています。その議会においては、私たち議員は株主である市民を代表する代議員であり、また執行部の皆様方は市長を代表とする事業者側であるとともに、市の部長会は取締役役に当たるものと自分なりに解釈しております。

私たちは、議員は市の執行機関の監視の役割を果たすことも大切ではありますが、執行機関との揺るぎない信頼の下、スクラムを組んで市政発展のため様々なまちづくりを推し進めることが何よりも重要であるものと考えております。

しかしながら、さきの2月定例議会におきまして、この神聖かつ厳粛なる議場におきまして、首をかしげるような光景を目の当たりにいたしました。

それは、執行部のトップである市長と取締役である部長との間で答弁のそごがあり、不信感を抱きかねないような議会答弁があったことです。これは同席した議員ならずともインターネット中継を見ていただいた市民の方も同感する人が少なくなかったのではないかと思います。

私は、市政発展の原動力は市政をつかさどる市長の強力なリーダーシップと職員力にあると常々思っております。執行部の皆さんが日々努力されて、その力が向上することを願ってやみませんし、その努力に対しましては厚く感謝いたします。

しかし、その願いと信頼が揺らぎかねないようなシーンを見て、本当に市のガバナンス、いわゆる内部統制が取れているのか、甚だ疑問に感じました。

また、地方公務員法第32条では、職員はその職務を遂行するに当たって上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないと規定してありますが、そのときの答弁を聞いていて、規定違反にも該当するものではないかとも思いました。

さらには、市職員がSNS上で市政批判を公然と行っていることも聞き及んでおります。これが事実とすれば、まさしく公務員の服務規律及び守秘義務上、ゆゆしき事態であります。

そこで、何点か質問させていただきますので、真摯にお答えいただきたいと思っております。

まず1点目であります。

一昨日の議員からの質問にもありましたように、現在市の内部統制、いわゆるガバナンスはしっかり取れているのか、市長のご答弁をお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 議員の皆さん、おはようございます。

奥山議員の市の内部統制についてのご質問にお答えいたします。

地方公共団体における内部統制は、事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目標が達成されるよう、事務を執行する主体であります、私、市長自らが行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保することとなっており、市長の意識が統制環境に最も大きな影響を与える重要なものであると認識しております。

現在、私自身が庁内をコントロールできていることから、内部統制は図れているものと考えております。

内部統制の基本であります情報共有を今後もさらに密にし、リーダーシップを発揮してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

現在しっかり取れているということですので、企業におきましても、ESG経営と言いまして、Eは環境配慮、Sは社会性、そして3つ目のGはガバナンスといったことが企業の今の当たり前ですので、役所である野洲市におきましてもしっかりと取っていただきたいと思っております。

次、2番目に、質問に入ります。

冒頭申し上げました取締役会に当たる部長会は、内容は市民に対しましてホームページ等で公表されておりますけれども、この部長会が適正に機能し、また、職員間に周知されているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 部長会は適正に機能しているのかのご質問にお答えいたします。

部長会議は、市長、副市長、教育長、各部局長等で構成され、市行政の最終意思決定のための審議及び確認を行う場として、重要事項の審議や部局間の調整及び相互の連絡を行う庁議でございます。結果については、市ホームページで公開をいたしております。

公開された結果を見ていただければ分かると思いますが、私が就任して以来、各部長が様々な立場から自由闊達な質疑や意見を出し、活発な協議、意見交換がなされておりますので、現在部長会議は適正に機能しております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

これも適正に機能しているということで、安心したわけでございます。

じゃ、3番目の質問に参ります。

本議会で、先ほどですね、2月定例会で、最終的に2月の最終日に市長から答弁修正がされました。そして、年4回のこの市民との約束の場である定例会本会議に臨むに当たりまして、当然のことながら事前の議会答弁協議を担当部長さんとかされていると思いますが、改めて市長と部長は意思統一されているのでしょうか。確認をいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 事前の議会答弁協議における意思統一についてのご質問にお答えいたします。

基本的に、答弁要求者が市長の場合においては、答弁打合せを、意思統一のため、いわゆる「市長レク」を行い、回答書をまとめ、市の見解といたしております。答弁要求者が市長以外の場合については、原則部長等の責任の下、回答案を作成しておりますが、市長及び副市長の確認を要するものについては、現在、市長答弁同様、「市長レク」を行い、意思統一を行っております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） 市長レクにつきましては、当然ながら意思疎通と意思統一されているということですが、部長答弁の場合ですね、今おっしゃいましたけども、全てが、市長さんが把握されていないのかどうか、お尋ねしたいんですけども。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 特に市の重要案件とか様々な案件がございますので、そういう重要案件についてはもちろん市長レク、副市長・市長レクは行っております。

端的に、どう言うんですか、制度的なものとか、数字的なものの答弁につきましては、これはもう部長の、市長レクまでは受けないというような形で進めさせていただいております。

だから、目は通しますけども、レクまでは行っておりません。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） 今ですね、市長が目を通されない案件で、部長の責任ということで答弁される場合、やはり組織としては最高責任者は市長ですから、その場合、目を通してなくて責任は部長さんが取れるか。組織としてですね。その責任が市長が取れるかというところで、私の意見としては、どんなことでもやはり最終責任者は市長ですから、その補助者である部長は、やっぱり責任は取りにくい。やっぱりそこら辺で市長の考え方は、もう部長で終わっている場合、その責任の取り方はどうなんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 先ほども申しあげましたけども、現在、市長答弁同様に部長提案も重要案件、特に重要案件についてはレクを受けて、全て目を通しております。

先ほども言いましたけど、数字とか法的なこと、規則とか、そういうものに関してはレクまでは受けません。目は通します。

でも、市長の最高責任者としての責任があるよということでございますけども、当然責任はありますけど、1つの、例えばですけど、ワクチンが何人現在打たれておりますとか、何%済んでおりますとか、そこまでの細かいところまでは、もう部長に任せて答弁させていただいているという。

会社で例えられましたけども、私の信条では、やはり取締役というのは、私の分身みたいなものですから、その辺は信用していくのが、そらいいんじゃないかなと。もう重箱の隅をつつくほど猜疑心を持ってやるというほうが、私は、そういうやり方はしていないものですから、一定、部長にお任せしている部分はございます。

しかし、市にとって重要案件につきましては、意思疎通という部分が出てきた場合は、当然市長レク、副市長・市長レクというものをさせていただいております。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） よろしく申し上げます。

じゃ、次の質問に参ります。

部長をはじめとした公務員である職員の守秘義務、服務規律、コンプライアンス等は徹底されているのでしょうか。お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 職員の守秘義務、服務規律、コンプライアンス等についてのご質問にお答えいたします。

公務員は、全体の奉仕者としての性格を有することから、服務規律等に関するところが地方公務員法の第6節に列挙されているところであり、市においても条例、規則等を設けているところでございます。市職員としては、服務規律を遵守し、自らの言動が市民に多大な影響を与えることを常に自覚し、公私を問わず規範意識、倫理観を持って行動していくものと認識しており、公務員としては当然のことであると考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） 了解しますけども、これにつきまして再質問をさせていただきます。

これは担当部局、総務部長になるかと思えますけれども、冒頭私が申し上げましたように、市民とかですね、私たち議員のほうにそういった、例えばネット上等でそういう疑わしき事例があった場合、私たちはどこの窓口に行けばいいのかが1点と、それが庁内で事実確認されて、どういった過程でご本人さんの、戒めじゃないんですけども、行政処分的なことになっていくのか、お教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 奥山議員の再質問にお答えをいたします。

SNSであるとかそういったものでの不適切な発信、職員が発信するというごことばでございますので、そういった事実がございましたら、総務部の人事課のほうへお知らせをいただきたいと思っております。

総務部人事課のほうでは、そういった事実を把握した場合は、その内容の事実確認とし

て本人に事実確認をした上で、厳正な対応をしまいたいと考えております。

職員には法令上のいろんな義務がございますので、そういったものと照らし合わせて、場合によっては懲戒委員会を開いて、審査するなどの対応も必要かと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

あつてはならないんですけども、万が一発生した場合には適正に、市民の信頼を損ねないようによろしく願います。

それじゃ、5番目の質問に参ります。

本市は立地的にはポテンシャルが高いものがあると思いますが、人口も開発も伸び悩んでおります。これに対しては、職員が危機意識と向上意欲を持って公務に臨んでほしいと考えております。

この都市間競争に負けないような職員の人材育成に対する考えと取り組みについてお考えをお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） 職員の人材育成に対する考え方と取り組みについてのご質問にお答えいたします。

人口減少や少子高齢化の進展等、社会環境が大きく変化することで、それに伴い、住民ニーズが多様化してまいっております。これに対応できる職員といたしまして、幅広い視野と柔軟な発想により、自ら考え、判断し、行動できる職員が求められていると考えております。

こうしたことから、毎年度職員研修計画を策定しておりまして、例えばでございますが、新任職員研修におきましては、自治体職員としての基本的な知識を習得し、また、政策形成能力向上研修におきましては、自らの業務につきまして、誰に何をどのようにとの観点から政策を再考する能力を身につけるなど、様々な研修を通じまして人材育成に取り組んでいるところでございます。

また、職員研修規程に基づきまして、各所属に研修推進員を配置しております。自主研修及び職員研修を推進しているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） 副市長は、来られて二月余りでございますけれども、民間経験、そして県職員のときは自治大学校といったように、人材育成の大変造詣が深いというふうに思っております。

そしてまた、県庁時代につきましては、県内13市6町の職員さんに対応されていて、それぞれの市町の職員さんの特性もご存じかと思えますけれども、この野洲市の職員さんの特性、そして伸ばすべき点、そういったことを踏まえての職員さんへの能力開発のリーダーとして、何か意気込みはございませんか。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） 再質問にお答えさせていただきます。

野洲市に赴任をさせていただきまして2か月でございますけれども、まず、職員の方、すごく真摯に真面目に職務に取り組んでいただいているというのが率直な感想でございます。

さらにですね、それをいろいろな観点から、先ほど申し上げました研修ないしはほかの市町さんとのやり取り、県とのやり取り、市民、企業さんとのやり取り含めてですね、いいところを伸ばしていけるように、私自身も率先して取り組んでまいりたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

すごく心強く思いました。

では、最後の質問ですけれども、職員の組織いわゆる野洲市に対する帰属意識、規範意識醸成のための研修とか実践につきましては、何かされていることはあるのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） 6点目の職員の組織への帰属意識の醸成のための研修と実践についてのご質問にお答えさせていただきます。

先ほどのご質問にもございましたように、人材育成につきましては各種の研修を実施しているところでございますが、職員の人材育成に当たりましては、行動指針でございます野洲市職員能力向上のための基本方針におきまして、「市（まち）を愛し、広い視野を持って行動し、改革・改善に取り組む職員」という基本方針を掲げてございます。これによりまして、職員の能力向上を進め、地域社会に貢献していく意欲と情熱を持った職員の育成

を図ることとしております。

このように、求められる能力、行動、役割を明確にした上で各種の研修を実施し、職員自らの役割認識、さらには行動理解を深めることで、組織への帰属意識の醸成をしっかりと図ってまいりたいと思っております。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

私は、サッカーが好きです。市長はサッカーでいう監督であります。監督に従わない選手、どんなプレーがうまくても、能力があっても、試合には出させていただけません。議会というものは、プロである皆様方の公務集団と、私たち市民代表である18人のプレーヤーとの真剣勝負の場であります。

今、副市長から行動指針で「まちを愛し」といった言葉がありましたけれども、やはりまずは、この野洲市を好きになってもらって、そして市長を先頭にして、チームプレーで、一糸乱れぬチームプレーで野洲市発展のためにご尽力賜ることをお願いして、この質問を終わりとさせていただきます。

続きまして、2問目、家棟川の改修について質問させていただきます。

一昨日から梅雨入りとなりましたが、畑作物や庭の木々にとってはこの時期の雨は慈雨、恵みの雨となって植物の生育を促します。

しかし、私たちにとっては、大雨が降ることによって、時には市民生活と貴重な財産を脅かすこともあります。

私が住んでいる家の前には一級河川家棟川が流れています。梅雨時期や台風時には、大雨が降った場合、すぐに水かさが増し、周辺住民の方々は河川が氾濫しないか、とても心配になります。また、地域の幹線排水や農業排水も普段はこの河川に流れ込んでいますが、大雨の際には家棟川への流入口のゲートが自動的に閉まります。このことで周辺の排水路の水のはけ口がなくなり、一帯の水田冠水が起こって農作物への被害が発生します。さらには、その水位が高くなると、住宅地まで水が押し寄せてきて、危険な水害発生と隣り合わせの生活を余儀なくされることも多々あります。

この家棟川の現状につきましては、各地点別の写真のとおりをお見せいたしますが、大雨降雨時にはとても危険な状況になります。

これが家棟川の、私の住んでいる辺りの支流でして、写真を撮ってまいりました。

これは、Aにつきましては、比留田橋下流のしゅんせつされている、後でご答弁あると

思うんですけども、しゅんせつされているところです。

そして、Bにつきましては、一番ボトルネックになっている比留田橋でありまして、こちら辺からですね、草が生い茂っていると。

そして、その比留田橋上流の部分ですけども、これは昨年の大雨によりまして、この黒いところには土のうが積んでありますけれども、一部、部分崩壊したと。そして、その上流にあります家棟川と童子川の合流箇所につきましては、川幅は広いんですけども、より多くの雑草が繁茂しております。

そして、それは合流手前の童子川ですけども、これも家棟川に比べまして河川水位が高いということです。それが一番上流にあります小南北地先の家棟川でして、左側につきましては平常時ですけども、右側にありますとおり、これはちょうど今から9年前の9月の危険水域となったときですけども、あともう30センチぐらいで、ちょうどこの左側が私の家ですけども、もう溢水する、浸水するような状況でして、しのはらのコミセンに、この水位を見て思わず避難いたしました。

下につきましては、昨年8月の大雨時ですし、水田がほぼほぼ冠水いたしました。

それで、この河川につきましては、野洲市内の童子川をはじめとした集水域の中小河川が最終的に合流する河川であり、市内の治水対策上、非常に重要な河川であるものと認識しております。それゆえに、このような河川の水害防止対策としては、抜本的な改修工事が必要であると思います。

改めて、県が管理する河川ではありますが、河川区域周辺の住民が最も心配し、対策を最優先してほしいと願っている要望事項でもあります。この家棟川の河川改修等について、何点か質問させていただきますので、よろしくお願いします。

1 問目、なぜ大雨降水時に増水しやすいのか。その原因についてお尋ねします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、奥山議員の家棟川の改修についての1点目のご質問にお答えをいたします。

家棟川は、野洲市辻町を起点に、上の市川、童子川、新川等の支川が合流する流域面積35.9平方キロメートル、流路延長9.3キロメートルの一級河川でございます。

地形的には、東海道新幹線より下流域では平坦であり、河川の勾配も緩やかとなっております。

また、近年の気象状況として、雨の降り方が変わってきており、気象庁の気候変動監視

レポート2021によりますと、全国の1時間降水量50ミリメートル以上の平均年間発生回数は、1976年から1985年まで10年間と直近の10年間とを比較いたしますと、約1.4倍となっております。

このように、地形や短時間豪雨の頻度が増えておりますことから、特に短時間の豪雨時には増水しやすくなっているものと考えられます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

今日まで河川改修を実施されてきたかと思いますが、その具体的な内容についてお尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、2点目のご質問にお答えをいたします。

家棟川は、河口より東海道新幹線付近までの約7.7キロメートルの区間につきましては、既に10年に1回程度の降雨に予想される洪水を安全に流下させる、いわゆる10年確率での改修が完了しているところでございます。

現在は、河川の維持管理といたしまして、河川管理者でございます滋賀県が定期的なしゅんせつや河道内の伐木を実施いただいているところでございます。

具体的には、平成27年度より上屋地先から比留田地先までの間で河道内の伐木としゅんせつを順次実施されているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

3番目の質問ですけれども、今後、令和4年度以降の河川改修計画はどのようなものになっていますか。お尋ねします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 3点目のご質問にお答えをいたします。

滋賀県では、引き続き河川の流下能力を確保するため、家棟川におきましては比留田地先から高木地先の市道久野部小南線までの区間で、また、童子川では家棟川との合流部から八夫地先の市道上屋西河原線までの区間でしゅんせつを計画されておられます。

今年度につきましては、比留田地先のしゅんせつを引き続き進めるとともに、各地域に

おきまして、水の流れを阻害する可能性の高い河道内に繁茂いたしました樹木、先ほども写真でご紹介いただきましたけれども、各地でいくつたたくさんの草が茂ったりしておりますけれども、そういう箇所につきまして、随時伐採をいただけるというふうに伺っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

次の質問ですけれども、これは先ほど写真でお見せいたしました水田冠水がよく起こるということでありまして、技術的には難しいかと思いますが、こうした大雨、降水時にも農業排水などが河川にスムーズに流れるようにできないか、何かよい方法等がありましたら、教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 4点目のご質問にお答えをいたします。

現在、家棟川と農業排水路の合流部には、議員おっしゃっていただきましたように、家棟川の水位の上昇によりまして、農業用水路に逆流しないように自動で開閉いたしますフラップゲートが設置をされているところでございます。

議員から大雨降水時にも農業排水等が河川にスムーズに流れないかということでご質問をいただいておりますけれども、ご指摘のとおり、フラップゲートが閉まりますと、確かに農業排水路から排水ができずに排水路があふれるというふうなリスクがございます。

しかし、フラップゲートがありませんと、家棟川からの逆流によりまして、住居地域に浸水被害が発生するということを考えますと、農業排水路の溢水よりも被害がやはり大きいということが考えられます。したがって、それらを防ぐために重要な施設としてフラップゲートがついておりますので、そのフラップゲートの効果とリスクにつきまして、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

したがって、今のところ、おっしゃっていただきますように、大雨時にも河川に農業排水路を流すということは難しいというのが現状でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

非常に難しいということが分かりまして、じゃ、最後の質問ですけれども、今後発生す

るかもしれない大水害や市内の大規模開発を見据えますと、現状の当該河川の流下能力だけでは厳しいものがあります。

今後、大規模河川改修や、この家棟川から分流させる新川整備などは考えておられませんか。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 5点目のご質問にお答えをいたします。

災害に強いまちづくりといたしまして、流下能力の低い河川の改修や維持管理は当然必要不可欠な事業であると考えております。

家棟川に同流いたします童子川は、既に10年確率での改修は完了しておりまして、童子川に合流する中ノ池川につきましては、東込田川合流部まで10年確率で改修をされております。

しかし、1点目でお答えいたしましたように、気候変動も見られますことから、支川を含む家棟川流域全体で、さらに流れがよくなるよう、引き続き改修や適切な維持管理につくまして滋賀県に要望してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） 1点だけ再質問させていただきます。

県道48号線、いわゆる近江八幡守山線の、先ほどこれもお見せいたしました比留田橋でのボトルネックがあります。これを解消するために、例えばこの県道改良とか橋梁のつけ替え等をしていただくと、あそこが川幅が広がって流れやすいということを思いますけれども、それについてのお考えをおっしゃってください。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、最後のご質問にお答えをいたします。

ただいまご質問をいただきました比留田橋付近でございますけれども、ここにつきましては、先ほど申し上げましたように、既にいわゆる10年確率の改修がなされているところでございまして、河道としては確保されているというところでございます。

ただ、先ほども写真でお見せいただきましたように、かなり草等が繁茂しているというところで、堆積土もあるということが見受けられる状態でございます。

現在、比留田地先からですね、上流に向かってしゅんせつ作業をいただいているところでございますが、この比留田橋付近につきましては、進捗状況によりますけれども、

今年度もしくは来年度には、この付近のしゅんせつ作業がいただけるというふうに考えてございますので、堆積土や雑木等、除去をいただきましたら、流れがよくなるものと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

何しろ家棟川につきましては、市内の多くの集水域の最終河川となっておりますので、来るべき将来には周辺に市民病院も立地されるということで、そういった排水も受けなくてはならないので、抜本的な改修を望むものでありますけれども、やはり市民の安心・安全のためには、そういったインフラである河川改修につきまして治水対策、水害対策につきまして万全の態勢でまた整備をいただきますようお願い申し上げて、この質問は終わります。

じゃ、3番目の質問。国産小麦の生産拡大について質問いたします。

まずもって、右側のウクライナ国旗でございますけれども、早期の戦争終結と平和解決を望むものであります。

ご存じの方あると思いますけれども、この国旗のいわれは、青い部分については青空、そして下は小麦ということでなっております。

それと左側にあるのは、私たちが作っている地元の麦作風景でして、上が空、下が小麦です。

これ、オーバーラップしているわけですがけれども、何が言いたいかといえば、ウクライナの小麦が入ってこなくなってきたというところで、我が野洲市の穀倉地帯である地元でこういったことができないかと。代わりができないかといった思いを込めて、この写真を撮らせていただきました。

それでは、質問させていただきます。

この6月から生活に密着した多くの食料品が値上げラッシュとなりました。

その多くは、パン、ラーメンやうどんの麺類など小麦を原料とする食料品であり、今市民生活を直撃しているかと思えます。

この原因や背景につきましては、言うまでもありませんが、今回のロシアによるウクライナ侵攻に伴い、世界の一大生産地であるウクライナからの小麦等の供給停止や北米産の不作等が影響しているものと言われています。

今まで我が国では小麦等の国内需要の大半を輸入に依存してきましたが、最近の予期せぬ世界情勢により、改めて食料安全保障が大きくクローズアップされているところであります。

我が国の食料自給率は現在37%程度であり、小麦に関しては8割程度を外国産に依存していると言われております。

今から2年ほど前に始まった新型コロナウイルスの感染拡大により巣籠もり需要が増えたことから、令和2年に食料安全保障の見直しがあったところです。そこに今回のウクライナ侵攻の影響が追い重なったことから、さらにその重要性が増してきたものではないでしょうか。加えまして、最近では国民の食品嗜好の多様性により我が国の主食である米の消費が低迷し、結果として米余りとなっています。

さらには、日常生活において小麦由来の食料品を口にする機会も以前に比べて多くなり、小麦依存へのウェイトが大きくなってきていることも事実であります。

私は、地元の営農組合において現在約360反余りの小麦を作り、収穫も既に終わりましたが、もっと良質で安価な小麦をより多くの国民に提供するため、多くの量を生産すべきであると考えております。

そこで、国産小麦の生産拡大は喫緊の食料安全保障上の課題であり、全ての国民は、より安定した安価な麦の供給を望むものであります。つきましては、この施策は重要な国策ではありますが、本市の考えや市の独自施策についてお尋ねいたします。

(「1番目」の声あり)

○10番(奥山文市郎君) 1番目です。

今年の市内の転作麦の生産面積と生育状況についてお尋ねします。

○議長(荒川泰宏君) 吉川環境経済部長。

○環境経済部長(吉川武克君) それでは、奥山議員の国産小麦の生産拡大についてのご質問の1点目にお答えいたします。

令和4年産の作付面積は、令和3年産に対しまして50ヘクタール拡大し、約650ヘクタールとなっております。

また、生育状況につきましては、滋賀県農業技術振興センターによりますと、冬場に気温の低い状況が続いたことから、平年に比べ麦穂の育成が小さく、収量がやや減少すると予想されております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

小麦の生産性及び収量向上のための現行施策はどのようなものになっていますか。お尋ねします。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） それでは、2点のご質問にお答えします。

現在滋賀県では、JAと連携して収穫量が多い新品種の「びわほなみ」への転換を計画されています。今後、種子確保の体制を整え、令和7年産より市内で本格導入を検討されているところでございます。

これに加え、新品種や既存品種に応用できる効果的な肥料の使用方法についても検討されておりまして、野洲市内での実証試験が行われています。

市としましては、県の取り組みと歩調を合わせ、生産性と収量向上に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） 次の質問ですけれども、来年度令和5年産の小麦の生産性向上対策について何か考えておられましたら、お答えください。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） それでは、3点目のご質問にお答えします。

現在、国では麦の生産拡大を図るため、国産小麦産地生産性向上事業を進めておりますが、本市の実情に、これはちょっとなじまず、取り組みにくい要件となっていることから、今後は他の事業の活用も検討してまいりたいと考えております。

また、従来から関係機関と実施してきた排水対策や病害防除などの指導を継続していくことにより、生産性向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） 次の質問でございますけれども、昔は農家でしていたことがあるんですけれども、水稲いわゆる米収穫後の秋に同じ圃場で小麦を栽培するといった裏作推進については可能かどうか。また、推進されるのかどうか、お答えください。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） 4点目のご質問にお答えいたします。

ご提案いただきました水稲と小麦を交互に同一の圃場で作付した場合、制度上は水稲いわゆるお米が主たる作物となりまして、国の補助事業である水田活用の直接支払交付金において小麦が対象作物とならなくなってしまいます。このことから、農家経営としては利点がない、メリットがありませんので、市としては、これは推進していないという状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） 水稲後の裏作での小麦の推奨はしていないということで、これも、私、農家としては物理的に難しいということも認識しております。

次で、最後の質問ですけれども、今後、こうした小麦の需給逼迫によりまして、麦作を主体とした転作面積の拡大が図られていくのかどうか、お尋ねします。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） それでは、5点目のご質問にお答えいたします。

麦の作付面積拡大を図ることは、これは可能でございます。

ただし、生産した麦を今以上に消費するには、麦を消費する事業者様が求める品質、食へのこだわりや健康意識の高まりなど、変化する市場ニーズに応じた供給をするといった様々な課題がございます。

市としましては、これらの課題を解決するため、県やJAと連携し、麦の生産、消費拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

1点だけ再質問します。

一昨日、木下議員の質問の中で、給食の中で地産地消といったことをおっしゃいましたがけれども、学校給食におきまして、地元で収穫した小麦をパンなりうどんなりに加工して独自に地産地消されるといった計画とかそういうのは考えておられないでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） 地元産の小麦を給食などそういったところで使えないかというご提案だと思います。

給食の食材で地産地消のところは、給食センターができる限り野洲市産のものを取り入れながら、足りないものをほかから調達して提供しているというような実態もございます。

ただ、パンにつきましては、加工するものですから、品質とかその辺が安定して、品質とか価格とか、それから量ですね。そういったものが安定的に供給できるかどうかというようなところも課題がありますので、その辺がクリアになれば可能かもしれませんが、現在のところでは、そういったところの動きはございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

私は、今回、生産拡大を言ったのは、1点につきましては、今ウクライナ侵攻によりまして全世界的に小麦の需給が逼迫していて、アフリカでは飢餓で苦しんでいる子どもたちがいるということでしたら、できたら、国産小麦を拡大して行って、最終的には世界平和に貢献したいということが1点と、やはり食料安全保障上、やはり第1次産業というか、農業が今回のウクライナ危機で見直されつつあると思うんです。それで、やはりかなりマイナーになってきましたけども、農業施策も見直してほしいということが1点と、やはり私たちが丹精込めて作った小麦、今年からは「ミナミノカオリ」といった学校給食を主に提供される品種を作ったわけですけども、それを地元の子どもたちに食べてほしいといった地域愛、その2点から、私の持論としては小麦の生産拡大をしてほしいといったことで、何点かご質問させていただきました。

以上、3点質問させていただきました。ご丁寧なるご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第15号、第11番、山崎有子議員。

山崎議員。

○11番（山崎有子君） 第11番、創政会、山崎有子です。改めて、おはようございます。どうぞよろしく願いいたします。

私は、野洲市健康スポーツセンター、サンネスの運営と利用について3点お伺いさせていただきます。

まず1点目は、クリーンセンターの余熱利用施設運営事業について伺います。

クリーンセンターの余熱利用施設整備運営事業として、野洲すいむ8NEXT-PFI株式会社と野洲市は、平成30年6月28日に議会の議決を得て事業契約が締結されまし

た。

平成11年に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）が施行されて、その法律に沿って事業が締結されたと思います。

まず、1番目の質問です。

締結時の契約期間、そして契約金額を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 議員の皆様、おはようございます。

山崎議員の野洲市健康スポーツセンター、サンネスの運営と利用についての1点目についてお答えをさせていただきます。

契約期間は平成30年6月から令和24年3月までの約24年間となっております。

また、当初の契約金額については、25億2,338万3,761円となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○11番（山崎有子君） ありがとうございます。24年間で約25億ということでした。

2つ目。令和3年3月に、そして令和4年2月、第1回定例会で契約金の増額が議決されましたが、これからも毎年見直されていくようになりますか。そして、その理由をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

見直しは毎年行っております。

また、見直しの理由につきましては、24年という長期契約になっておりますので、当然物価変動や金利変動が起こりますので、下がった場合、上がった場合、双方の対等な立場でリスク分担をするため、その変動に合わせてサービス対価を見直す契約となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○11番（山崎有子君） 毎年見直していくということになるようです。

分割して毎年支払っていることになっていると思いますが、令和3年度に支払った金額、令和4年度に支払う金額を伺いたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） それでは、3点目のご質問にお答えをさせていただきます。

令和3年度は、6,663万9,955円を支払いました。令和4年度については、6,751万8,618円の支払い予定です。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○11番（山崎有子君） 分かりました。6,700万前後ということですね。支払っていかなければならないということです。

4点目。このPFI株式会社はいくつの事業体から成り立っているか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 4点目のご質問にお答えをさせていただきます。

事業マネジメント業務、運営業務、維持管理業務等の業務に6社が関わっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○11番（山崎有子君） 分かりました。

6社が関わっているということで、計画とか設計、建設から余熱利用関連と施設運営まで、市役所として複数の部署が担当されていたと思うのですが、現在野洲市健康スポーツセンター、サンネスが開業してから、現在は教育委員会が担当されていますが、教育委員会の担当部署とPFI株式会社が定期的に会議の場を持っておられるかどうか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 5点目のご質問にお答えをさせていただきます。

現在は野洲市教育委員会スポーツ施設管理室が担当をしております。

会議については、毎月定例会を開催し、各業務や利用者数等の報告を受け、要望や確認等の意見を交わしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○11番（山崎有子君） 月に1回ということですが、教育委員会の担当部署との会議については、常に5つの事業体がそろって出席されますか。教育委員会からは何名ほど出席されておられますか。よろしくお願ひします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再質問にお答えをさせていただきます。

野洲すいむ8のほうにつきましては、代表の方2名、それと維持管理部門からお1人、運営のほうで3名。これちょっと、4月13日のちょっと事例でございます。

スポーツ施設管理室のほうからは2名。それとクリーンセンターと農林水産課の担当職員も参加して、協議を行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○11番（山崎有子君） 今、農林水産課の方が出席されているとお聞きしたんですけれども、そのとき必要な協議事項とかがある場合に出席されておられるのでしょうか。お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） その時々に応じて参加をしてもらっているということで、ちなみに3月9日については、農林水産課のほうには参加はしていただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○11番（山崎有子君） ありがとうございます。1か月に1回は協議の場があるということが分かりました。

第2点目。サンネスのプール利用料金について伺います。

私は、プールを利用されている市民の方から、利用料金が高いからよその市町に通っているというお声をたくさん伺っております。令和2年7月に開業してからこれまで、プール利用料金について市民からご意見がございましたでしょうか。

また、意見があった方々の年齢はいかがででしょうか。お答えください。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 料金についての1点目についてお答えをさせていただきます。

料金についての、高いということのご意見はいただいております。

年齢は様々ですけれども、大半の方は、ご高齢の方でございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○11番（山崎有子君） やはり高齢の方からのご意見が多かったということであります。

ほかの市町は、プール利用だけの料金が設定されております。竜王町、近江八幡市、守

山市と比較して、野洲市の場合はプールとトレーニングルーム利用がセットになっているため、プールだけ利用したい場合にもセット料金700円で利用しなくてはならないという場合がございます。

2点目、伺います。

他の市町との比較はされていると思いますが、プールのみ大人1人の利用料金を伺います。

守山市については湖南4市在住の方と65歳以上の方に対する特典の料金を、それから竜王町、近江八幡市については大人1回のプールの利用料金を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） それでは、2点目のプールの料金の比較についてお答えをさせていただきます。

まず、守山市ですけれども、湖南4市の方が利用される場合については550円、65歳以上の方の料金については湖南4市で250円となっております。利用時間については、制限がございません。ちなみに、参考までに野洲市民が利用する場合は550円となっております。

次に、近江八幡市の場合ですけれども、近江八幡市の場合の一般料金については500円、それと70歳以上、もうこれも参考ですけれども350円、利用時間については制限が2時間というふうになっております。参考に、野洲市民が利用する場合は、市外ということになりまして、750円と、そういうふうになっております。

最後に、竜王町の料金でございますけれども、竜王町については410円というふうになっております。65歳の方の利用については200円、利用時間につきましては2時間半を一区分とさせていただきます。野洲市民が利用する場合については、410円というふうになっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○11番（山崎有子君） ありがとうございます。

契約時に「健康づくりのための、トータルスポーツセンター」というコンセプトがあったために、プールとトレーニングルームをセットで料金設定されたのだと聞いております。体力があるから、水泳もトレーニングもするし、今のままでよいという方もおられるでしょう。しかし、プール利用だけのために利用料金の安い竜王町や近江八幡市、守山市まで

足を運んでおられる方々が多くおられることは確かです。楽しみながら、健康増進や介護予防などの目的を持って頑張っておられる市民の皆さんの要望に応じて、利用料金を見直していただくことはできないでしょうか。

利用料金を下げてくださいというのではなく、まずはプールとトレーニングルームのセットで700円であるという料金設定を、例えばプール400円とトレーニングルーム300円等に2つに分けていただくとか、他の市町と同じような設定にできないかと考えます。

3点目の質問です。

最初の料金設定は、契約上変更することができないのかどうか伺います。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 料金についての3点目のご質問にお答えをさせていただきます。

利用料金については事業者からの提案により決定されており、市の意向だけでは変更できないことになっております。近隣の同類施設の料金形態等と比較し、事業主に値上げや利用形態の変更を要望しておりますが、実現には至っておりません。

今後とも、こういった利用料金や利用形態がよいのか、事業者とは継続して協議を行っていきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○11番（山崎有子君） 事業者と協議を重ねていただいているということですので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

ラック湖南リゾートのように、民間業者がスポーツセンターを営業して、行きたい方がそこを選ばれるのはいいのです。しかし、これほどすばらしい施設が野洲市に建てられていて、先ほどお聞きしたように、毎年、野洲市民の税金が6,600万とか700万とか運営されているのに、利用料金が高いために他に市町に通われるということであれば、大変残念に思ひます。

4点目の質問です。

市に届いている市民の利用者の声をどのようにサンネスに伝えておられるのか伺ひます。

毎月の協議の場で伝えていただいているということですし、先ほど事業者とは協議していますということをお聞きしたんですけれども、もう一度お尋ねします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 利用料金の4点目のご質問にお答えをさせていただきます。

利用者や市民からいただいた貴重なご意見につきましては、その都度確実に事業者には伝えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○11番（山崎有子君） ありがとうございます。

市の職員の皆様も一度サンネスに行って、利用して、実感してみてください。プールとトレーニングルーム両方を一度に利用してみてください。結構大変だと思います。

サンネスは、プールは8コースで水も大変きれいですし、従業員の方の対応も丁寧です。トレーニングルームのトレーナーの方の指導も丁寧で分かりやすく、温熱施設も大変美しく、景色がよくて、癒やされます。

プールとの階が違うので、着替えをしなければならないという不便はございます。1階でプールした後、まず着替えて、2階に行って、またお風呂に入るといような不便はありますけれども、本当にいい施設であると思います。もっともっとたくさんの市民が喜んで健康増進に、介護予防にと利用されるように、利用料金の見直しを考えてくださるよう、ぜひとも今後とも働きかけていただくことをお願いして、この質問、終わらせていただきます。

大きな3点目でございます。小学校の水泳授業、サンネスの利用について。

野洲小学校のプールが使用できなくなったため、令和3年度に初めてサンネスを利用されたと伺っております。その際は、指導員が水泳指導をされて、子どもたちには大変好評で、先生方のご負担も少なかったと伺っております。

1つ目の質問です。

サンネスを利用した際、児童の移動はどうされたのでしょうか。学年とかですね、児童の移動、どうされたのでしょうか。

それから、プールは貸切りであったかどうかを伺います。教育長、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） ここからは教育内容に関わるご質問ですので、私のほうからお答えをいたします。

1点目の児童の移動手段と貸切りについてですが、議員お話しのように、野洲小学校が

令和3年度からサンネスを利用した水泳の授業を始めております。

移動手段につきましては、民間の大型バス2台を借り上げて送迎をしているという状況です。

また、水泳の授業ですね、サンネスの休館日、毎週火曜日が休館日なんですが、その日に実施をしています。もちろんほかの利用者はおりませんので、貸切り状態ということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○11番（山崎有子君） ありがとうございます。

民間バスを借り上げての移動ということで、それなりにお金が発生しております。

休館日であるために、その費用もございますでしょうか。お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 民間バスの借上げということでやっております。今、コロナ禍でバス会社も非常に苦しんでおるのでという部分では、ひとつ民間活用というふうにはなってるのかなというふうに思っています。

ただ、プール整備をしますと、プールは解体するのに5,000万円、新しく造るのに1億円かかります。そういうのもありまして、サンネスとかに集約をというふうに今進めているところです。

それでよろしいですか。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○11番（山崎有子君） 2つ目の質問をさせていただきます。

今年度も、野洲小学校はサンネスを利用される予定と伺っています。

今年度は、しかし、指導員ではなくて従来どおり先生が指導されることになったようですが、なぜ昨年と同じようにされないのでしょうか。その指導員に対する費用も発生しているということがあるのでしょうか。お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） サンネス、温水ですので、今年度は4月の19日から既にもうプールの授業を始めております。

議員ご指摘のとおり、今年度は指導員ではなくて学級担任による指導というふうにしております。野洲小学校以外の学校では、担任をはじめ教員が指導していますので、指導の

公平性を図るというために担任と教員による指導に戻しております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○11番（山崎有子君） すいません、指導員の方への費用というのは発生しているんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） すんません、ちょっとお聞きしておりませんでしたので、また調べて後ほどお答えしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○11番（山崎有子君） 水泳授業をするには、プールの管理や水質の管理、水泳指導、安全確保など、先生方は大変なご負担だと思います。サンネスを児童が活用できるなら、とてもいいことだと思いますが、3つ目、お伺いします。

今年度も野洲小学校のみですが、ほかの小学校の水泳授業にも利用していかれる予定があるかどうか伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） ほかの小学校のサンネス利用についてお答えをいたします。

小学校だけではなく、中学校の利用も考えております。

昨年ですね、野洲中学校のプールが故障しましたので、野洲中学校におきましても今年9月から10月にかけて一部の学年で水泳の授業を実施する予定でございます。

今後、各小中学校で、今もうプールが築40年前後になっていて、非常に老朽化が進んでおります。利用できなくなるおそれも十分考えられます。そういう意味で、サンネス、それからもう一つB&Gのプールもございますので、その活用なども考えながら、学校のプールの集約化を現在検討中でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○11番（山崎有子君） 学校プールがサンネスをどんどん利用していただけたらいいなと思います。温水プールでありますので、年間を通じて、ばらけてね、使用できるような気がしますので、ぜひとも進めていただきたいと思います。

水泳授業としての利用は、費用の面とか困難な面もあるかもしれませんが、サンネスに通って親しんでいると、別の機会に家族と一緒にいくなど、結果として利用者を増やすこ

とにつながるのではないかと思います。私は、年齢を問わず多くの市民にサンネスを利用していただきたいと願っています。

スタートから少ししてからコロナ禍という不測の事態が起こり、営業していくことは大変だったと思います。少し落ち着いてきた今、サンネスには魅力的な催しを増やす、こどもの日には無料になっていましたけれども、例えば父の日、母の日、敬老の日など無料にするとかして、宣伝の仕方を工夫するなど、様々な方法を考えていただきたいし、積極的に市民の要望を取り入れていただきたいと思います。

行政改革においては、現在あるものを市民のために最大限生かし切るということも大切なことではないかと思います。

以上、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

再開を午前10時40分とします。

（午前10時26分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

馬野教育部長より発言を求められておりますので、これを許可します。

馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 議長より発言を許されましたので、答弁訂正と追加の説明をさせていただきます。

山崎議員の料金設定の3点目のところで、事業主に値下げというのを言うところ、逆に値上げと言ってしまったので、値下げと訂正をさせていただきます。

それと、もう一点、野洲小の指導員さんのことを質問されておりましたので、指導員については1日当たり約20万円、それを12回、昨年度実施しておりますので、約240万円を支出していたというところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第16号、第8番、東郷克己議員。

東郷議員。

○8番（東郷克己君） 第8番、新誠会、東郷克己でございます。

一般質問させていただきます。

前回定例会から今日まで、命について改めて、そして深く考えることとなりました。

そこで、行政における最も重要なテーマであります命を守る、そして育むという観点から、様々な施策の根となる考え方、また方向性をお伺いいたします。

1点目。犯罪を減らし、安全なまちをどうつくっていくか。これは重要な観点でございます。

一方で、すぐに成果が現れるものではなく、地道な取り組みと認識をしております。

本市の犯罪件数、これは滋賀県も同様と認識しておりますが、このところ減少傾向で推移していることは確認したところでありますが、後を絶たないオレオレ詐欺やSNSなどネット経由の犯罪など気になるものも多々ございます。最近の傾向を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それではですね、1点目のご質問にお答えさせていただきます。

市全体の令和3年の認知犯罪件数は、全体で159件。昨年と比較しますと、1件の増加となっております。

が、一昨年と比較すると27件の減少となっており、議員ご指摘のとおり減少傾向でございます。

その中で、一番多い犯罪は万引きや車上荒らしのような窃盗犯であり、令和3年で101件発生しております。昨年と比較すると4件減少しており、また、過去3年間見ても減少傾向にはございますが、オレオレ詐欺等の知能犯は年々増加しており、令和3年度では市内で10件発生しております。これは昨年と比較して2件増加しており、また、過去3年間を見ても増加傾向にございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 全体の犯罪認知件数が減る中で、こうした、今、オレオレ詐欺等が増えているというのは、ある意味やはりゆゆしき事態かなと思っております。

その半面で、このオレオレ詐欺や、あるいはネットの犯罪も、被害に遭われる層というのは全然違うかと思いますが、ちょっとした注意とかで防げるという部分もあるのではないかなと思います。そういう点で、やはりこれを防ぐという観点から考えますと、市民への啓発が非常に重要なかなと思いますが、その対策等についてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 2点目の質問ということで。

○ 8 番（東郷克己君） 再質問。

○ 市民部長（長尾健治君） 再質問ですか。オレオレ詐欺に対する対応策ということでしょうか。

オレオレ詐欺に対する対応策といたしましては、2 点目のご質問で答える予定ではございましたが、今お答えさせていただきますと、増加傾向にあるオレオレ詐欺等に対しては、被害を未然に防ぐため、地域事業者等の協力が重要であることから、野洲市くらし支えあい条例第 27 条に基づく野洲市見守りネットワーク協定により、振込みの起点となる金融機関やコンビニ等の 44 事業者と協定を締結しています。各事業者には、日常の業務の中で見守りを行っていただき、来店者に異変等を感じたときは市に報告いただく仕組みを構築しております。

昨年、これにより 2 件ほど未然に防ぐことができました。

以上、お答えとさせていただきます。

○ 議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○ 8 番（東郷克己君） ちょっと再質問のつもりで言ったんですけども、2 番目の質問とかぶっておりましたので、2 番目の質問もご回答いただいたということで、3 点目に移ります。

様々な犯罪の取り組みとともに、犯罪被害者への支援も重要な視点であると考えております。

昨日、服部議員も同様の趣旨の質問をされたところではございますが、我が国では加害者の人権については一定の配慮がされている一方で、罪なく被害を受けられた方、被害者への配慮が不十分であるという指摘は、もう前々から続いていると思います。

本市では、平成 28 年、全国に先駆け、先ほど言及していただきました野洲市くらし支えあい条例を制定し、市役所と地域の総合力による課題解決に取り組む生活困窮者支援、あるいは高齢者やハンディキャップを抱える方々への見守りなどが実施され、全国的にも高い評価を得ております。

一方で、犯罪被害者への支援の現状についてお伺いをいたします。

○ 議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○ 市民部長（長尾健治君） それでは、3 点目のご質問についてお答えさせていただきます。

野洲市では、野洲市犯罪被害者支援条例を制定し、被害を受けた方に対して支援金を給

付しております。

実績といたしましては、令和2年度に1件給付を行っておるところでございます。

また、犯罪被害を受けられた方が生活困窮等の相談に来られた場合、市民生活相談課を窓口として、関係機関及び所属と連携して各種相談に対応が可能でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 支援条例をつくっていただいて、しっかりご支援いただいていると、改めて認識をいたしました。

再質問です。

先日、犯罪被害者支援に取り組まれております滋賀県公安委員会指定の犯罪被害者早期援助団体である公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターを訪ね、現状をお聞きいたしました。

そこで分かりましたのが、冒頭申し上げた犯罪被害認知件数が減少傾向にある一方で、被害相談件数は反比例するように増加傾向にあること、そして、先ほどは認知件数では窃盗などが増えていると、多いという報告でありましたが、犯罪の被害相談の内訳を見ますと53%が性被害で、性犯罪の相談でありました。

本市では、市民相談や支援体制が、先ほどもお聞きいたしました、確認いたしました、整っていると認識しておりますが、こうした被害相談の実態についてはどういったご認識であるか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 現在、市民生活相談課でいろんな項目ごとの相談内容の分けがあるのですが、その中に、犯罪被害者というのは、これは原因でありまして、結果としてこれは生活困窮になるのか、そのほか、例えば親子間の問題になるのか、精神的なものになるのかということに分けておりまして、項目としては犯罪被害者というのは原因ですので、その項目がないので、その中に入っておられるかどうかというのがちょっと把握できない。統計上把握できない状況でございます。

ただ、先ほど議員のお話しいただきましたおうみ犯罪被害者支援センターの野洲市内における相談件数というのは、一定分かっております。

令和元年58件、令和2年61件、令和3年39件と、認知件数に比例して下がっている状況ではございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 再質問です。

今回の質問に当たり、市内の犯罪件数の推移を調査するとともに、支援センターとの連携についても市の担当者の方に話をお聞きいたしました。

率直に申し上げまして、非常にボタンのかけ違えと申しますか、があるな、というふうに思いました。提携を結んでくれとか、そういう単純なことを申し上げるつもりではないんですけれども、やはり同じ市民を相手にと申しますか、市民の福祉向上のために、そういういわれなき被害に遭われた方に寄り添って、また、心に傷を負われた方の自立に向けて協力していくというのが本来の趣旨かなと思います。

昨日、服部議員のご答弁の中で加入金の問題をご指摘いただきましたが、そうした金銭的な問題以前に、まずはやはり相互に理解し合って、金銭の資金の負担をどうかと言う前に、やはり一定の協力体制のようなものは必要であるのではないかなと思っております。

聞くところによりますと、近々近隣市とともに話し合いの場もあるようなことも聞いております。今後のこうした協力体制の構築という部分での方針をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） もちろんですね、お話し合いの機会はいいことだと思いますので、当然話し合っただけ必要なことについては当然協力していく、当然のことだと思います。

ただ、現在3市1町が協定を結んでおられます。これ、平成16年からもう30年近く。でも、3市1町だけということもあり、というのは、何らかのそこに理由があると認識しております。

近隣の市町にも事前に連絡をしているんですけれども、入っておられるところはもう別にいいんですけども、入っておられない方もあまり前向きなご返事はいただけていない状況でございます。ですが、またそういう機会でいろんなお話を聞いて、必要と認識した場合につきましては、当然再考いたしまして、入る方向でも考えていくべきかなと思っております。ただ、現時点では、ちょっと何とも申し上げないというような状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 次に、防災についてお伺いをいたします。4点目でございます。

言うまでもなく、災害は一気に多くの市民を非常事態に突き落とします。防災や減災に

についての取り組みも市民の命を守る上で極めて重要であります。

令和元年には、大規模自然災害が発生しても致命的な被害を負わない強さとしなやかさを持つまちづくりを目指し、野洲市国土強靱化計画が策定され、本年3月に改訂されたところであります。

この計画を見てみますと、市の脆弱性を評価した上で、これを踏まえ、強靱化の推進方針を立て、かつ、その中で重点施策を決定しておられます。

いくつかこの「重点」という項目がございましたが、野洲市として喫緊の課題と認識し、取り組む予定の施策についてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） それでは、4点目のご質問にお答えいたします。

野洲市国土強靱化地域計画におきましては、起きてはならない最悪の事態のうち重点とする施策として掲げているものは、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災、異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水など7つを位置づけております。これらの最悪の事態を回避するため、今年度の取り組みといたしましては、雨水幹線整備事業としてJR野洲駅南口周辺の浸水被害の軽減を目的に童子川第4排水区の雨水幹線整備を進めるためにJR琵琶湖線の近接工事に伴う地盤や構造物に対する解析調査や、雨水を貯留するためのポンプ施設についての基本設計業務を行う予定でございます。

また、そのほか、今議会で提案しております消防ポンプ自動車の取得がございます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 5点目の質問です。

令和2年の複合災害への対応についての私の質問に対し、大規模災害時に想定される人と物の不足に備えるため、災害時受援計画を策定中と答弁されておられます。

本年3月の部長会議における報告事項に災害時受援計画の策定というのがございました。同計画の概要をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、5点目の質問にお答えさせていただきます。

令和4年3月に策定いたしました野洲市災害時受援計画は、野洲市地域防災計画の下位計画として位置づけられ、大規模災害時等において市内の災害対応体制が十分でない中、外部からの支援について、より有効かつ効率的に受け入れるための計画です。

具体的には、有事の際、人的支援については受援調整班を、物的支援については物流チームをそれぞれ編成し、必要な人員や物資を適切かつ効率的に配分することになっています。

また、災害時において、優先的に必要とされる業務を受援対象業務とし、民間を含めた他組織、他の自治体とか自衛隊とか消防機関等ですね。から、目的別の受入れ支援体制を定めております。併せて、物的支援に係る受援体制といたしましては、各地域内の輸送拠点、これは市内の中学校になります。の、受入れ状況などを把握し、指定避難所などから要望に応じた物資輸送ができるよう、滋賀県トラック協会湖南支部と協定を結び、これは令和3年3月15日に結んでおります。円滑な物資輸送を行う予定です。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 今お伺いをいたしますと、かなり細かに受援計画をつくられていることと認識をいたしました。

一方で、そんなに多くない経験ではございますが、災害のボランティア等行きますと、非常に多くの人、物が一気に集まってきて、これを単純に考えて収集、来ていただくのはありがたい、物資を送っていただくのもありがたいけれども、それを采配するのはまた至難の業やなというのは、私、実感としても持っております。

何が言いたいかと申し上げますと、綿密に計画はつくられているんですけども、計画をつくっただけでは、やっぱり実際にその計画に基づいて、職員さんになるかと思いますが、動けないと思います。これの、実際に動かすような訓練といいますか、そうしたものはどうされているのか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 具体的に物資をここ運んでというのは、なかなか難しいところがございます。

それで、まだ内容が全部決まっていますが、本年度ですね、総合防災訓練があります。ほんで、その中の図上訓練。一定図上でですね、こういう災害が架空で起きた。どうするとかいう、そういう訓練も一応行う予定をしておりますので、もしその中にそういうのを入れられればと思っております。

なかなか物資をそのまま実際に運んで、これ、運んでとか、人を集めてというのはちょっとコロナの中でもありますので、あまり多くの人を動員できないということもあります

ので、図上訓練を主に考えていきたいということでご答弁させていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 先ほども申し上げましたが、こうした、やはり訓練が非常に重要になるかと思いますので、そこは今の状況でできる範囲で最大限配慮して実施をいただくようお願いをしておきます。

では、次に、大きな2点目の質問。命を守るための教育。命を育む教育についてお伺いをいたします。

先に犯罪や災害について問うてまいりましたが、子どもたちが犯罪や災害に巻き込まれないための教育、さらには加害者にしないための教育も重要であると考えます。

防災に関していえば、例えば、東北の大震災時に子どもたちが避難をためらう大人を説得して命をつないだという例もあります。

一方で、児童生徒による凄惨な事件も後を絶たないという状況もございます。

命に関する教育の現状についてお伺いをいたします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、東郷議員の大きな2問目、「命を守る、育む ー教育方針を問うー」というご質問のうちの1点目、命に関する教育の現状についてお答えをいたします。

学校では、「命」に関する様々な教育を行っております。

まず、全ての学年で週1時間行っています道徳科の授業があります。ここでは、「生命の尊さ」について児童生徒の発達段階に応じて、各学年、年間3時間程度学習を進めています。

それから、次に、防災や防犯教育の面では、「自分の命は自分で守ることの大切さ」を指導しております。

具体的には、消防署員や警察官に来ていただいて、避難訓練で命を守るための学習や具体的な行動、それから不審者から身を守る訓練などを行っています。

ほかにも、生活科、これは小学校の1、2年生ですが、や、保健体育科では、「命の誕生」、家庭科では保育などを学んでいます。

また、総合的な学習の時間で、助産師を学校に招いて、「命の大切さ」について考える授業もいくつもの学校で行っております。

さらに、小学校4年生の「2分の1成人式」という取り組みがあるんですけども、そこ

では自分の生い立ちと、それから命をここまで支えてくれた父母への感謝などの学習も行っていきます。

子どもたちの「命を育む教育」は、何にも増して大切であると考えています。本市では、これからも力を入れて取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 2点目の質問、行きます。

「命に関する教育」は、こと知識については学校の役割が大きく、使命感を持って取り組んでいただきたいところがございますが、命を育み、あるいは人格を形成するという面においては、家庭の役割が大きいと思います。

昨年12月議会でも「野洲市の教育課題のポイントは」との問いに対し、「家庭の教育力の低下と地域の教育力の再生」と答弁をいただいているところであります。家庭や地域の教育力向上が命を守り育むという上でも鍵を握ると考え、今動き出そうとしておりますコミュニティスクールの取り組みも、つまるところ、その鍵を目指した取り組みではないかと確認、認識をしております。

コミュニティスクールや家庭教育支援での全国での様々な成功事例を学んで感じることは、人材育成の重要性であります。コミュニティスクールや、本市で実施している訪問型家庭学習支援などの取り組みは、高いコミュニケーションスキルが求められます。今後ますます重要性が高まる施策だけに、将来を見据えた人材育成、地域人材やNPOなども含め、必要、重要となると考えますが、現在の状況及び課題をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 2点目の人材育成の現状と課題についてお答えをいたします。

議員お話しのように、子どもたちの「命を育む教育」は、学校はもちろん、家庭や地域の果たす役割も相当大きいと考えております。

昔から「子どもは社会の宝」というふうに言われています。しかし、今日の我が国の子育て環境は、あまりにも個人任せ、家庭任せになっていると考えています。

また、全国的にも家庭や地域の教育力の低下が言われ、本市も例外ではないと考えています。

そこで、その再生を図る核となるのが、議員お話しのコミュニティスクールであると考えております。

学校と保護者と地域の皆さんで、どんな子どもを育てるのか、育てたいのかをしっかりと議論しながら、一緒に野洲市の子どもたちを育てるということでございます。そして、地域の方と関わる中で、子どもたちが地域の一員として活躍していく仕組みを目指しています。

ところで、現在、市内の各学校には学校応援団が組織されています。これは学校からの依頼によって地域の皆さんから支援をいただくという仕組みでございます。

一方、コミュニティスクールは、学校と地域が対等な関係で、共に知恵を出し合っって子どもたちを支援、育てていこうとするものでございます。

今年度、本市ではその第一歩として「コミュニティスクール準備委員会」を立ち上げ、家庭や地域の教育力の向上を目指します。

具体的には、この4月に教育委員会から委嘱をしました「地域学校協働活動推進員」を各学校に配置しております。そして、この推進員が地域と学校とを結ぶ重要な橋渡し役となっております。

今後、教育委員会としましては、家庭や地域の教育力の向上を目指す人材の発掘、これは地域も含めてなんです、人材の発掘・育成をコミュニティスクールを核として計画的に進めていきます。

また、関係する皆さんの研修を適宜実施し、推進員や担い手の確保と質の向上を図っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 今後の野洲市あるいはもう大げさに言うと、もう日本と言ってもいいかと思います。

大きく将来に影響するのではないかなという施策でございますので、この人材発掘・育成とおっしゃったこの部分、ぜひ注力をしていただきたいと思います。

また、私も微力ながらではございますが、一緒になって子どもたちを育てていく。取り組んでまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

3点目の質問に移ります。

人格形成に対しては、かねてより幼児教育の重要性が指摘されております。

命を育むという点、特に豊かな人間性を育むといった観点から、保育における本市の方針をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、議員3点目のご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のように、幼児期に豊かな人間性を育むということは大変重要なことだというふうに考えております。

平成29年3月に告示されまして、平成30年4月に施行されました新しい「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」では、幼児期に育みたい資質、能力といたしまして、①知識及び技能の基礎、②思考力、判断力、表現力等の基礎、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱が示されております。

また、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿として、健康な心と体、自立心、協同性、思考力の芽生え、豊かな感性と表現など10項目が示されておまして、そうした資質・能力の育成を視野に保育を行うことというふうにされております。

当市では、それら要領・指針で示されていることを踏まえ、幼稚園・保育園共通の「野洲市乳幼児保育課程」を定めております。

その保育課程におきましては、「人権を大切に作る心と、生きる力の基礎を育成する」を大きな保育目標として設定し、目指す子ども像を「しなやかな心と体を持つ子ども」、「自分で考え行動する子ども」、「人とかかわり、お互いに認め合える子ども」を3つの姿として示しまして、健康や人間関係、環境、言葉、表現の5つの領域でそれぞれ育むべき姿をその課程の中で示しております。

この「野洲市乳幼児保育課程」を基に、各園で地域や園の実情に合わせた園目標をそれぞれ設定いたしまして、園長以下各職員がその園目標に沿った教育・保育を実践しているところです。

また、各園の目標につきましては、保護者や地域にも周知を行ってございまして、子どもたちの健やかな育ちについて、園、保護者、地域が一体となって取り組めるようにしております。

ちょっと概念的な話なので、具体的に申しますと、生き物との関わりや様々な遊びの体験を通して命の大切さを理解し、優しさや思いやりの心、豊かな感性を培えるようにしています。また、友達との関わりを通して、一緒に遊ぶことが楽しいと感じ、多様性を認め合い、お互いに支え合う仲間づくりを進めています。

さらに、自分が見守られ、大切にされている実感と、いろいろなことに心を動かす活動

や体験を通じて得た自信を基盤にして、自分のことも友達のこと大切にする心、自尊心を育てるようにしております。

こうした方針に基づいた保育を実践していくことで、幼児期に豊かな人間性を育めるよう取り組んでいるところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 非常に詳しく説明いただきました。

そのとおり、ぜひともこういう子どもたち、この方針に従って本当に豊かな心、また自分で考える等々、そうした子どもたちを育てていただきたいと思います。

また、一方で、先ほども教育長にちらっと申し上げたとおり、これが、例えば学校とかあるいは園とかの責任であって家庭じゃないとかいうような考えになると、これはちょっとおかしいかなと思います。そうした意味で、やはり子どもたちを育てるという主体的な責任は、これは別に法律がどうこうという問題ではないんですけども、家庭にあると。教育基本法にも明記されているとおりであると思います。

未就学児童を抱える家庭の支援の方針についてお伺いをいたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、4点目のご質問にお答えをさせていただきます。

第2次野洲市総合計画におきましては、子育て支援の充実として妊娠期から出産・子育てまでの切れ目のない相談支援や情報提供、また経済的負担の軽減等により安心して子どもを産み育てることができるよう、関係各機関が連携・協働し、支援することを取り組み方針とさせていただきます。

具体的な取り組みといたしましては、例えばお子様ができたときに母子健康手帳を交付しますけれども、そのときに専門職による面談を行い、支援の必要の有無を確認するとともに、妊娠、出産、育児に関する情報や困ったときの相談窓口など、子育てに関する情報を記載した野洲市子育てガイドブックをお渡しして、安心して子育てしていただけるよう情報を提供しています。

また、お子様が生まれたときには、専門職による「赤ちゃん訪問」を行い、健康相談や育児相談を行っているほか、各月齢に応じた健診時にも相談を受け、支援が必要な子どもや保護者については関係機関が連携して支援できる体制を取っております。

そのほか、市内3か所にある子育て支援センターでは、広場や各種子育て講座の開催を通じた相談対応や個別の子育て相談を行って、保護者の困り事や心配事についてのアドバイスや、必要に応じまして発達支援センターなど関係機関の紹介も行っているところです。

また、市内の各幼稚園、保育園、こども園でも同様に、子どもの送迎時での相談とか個別の相談を行い、保護者の子育てを支援できるような体制を取っております。

さらに、民生委員・児童委員、主任児童委員が1歳児のおられる家庭を訪問する子育て家庭訪問事業や学区子育て支援事業も実施していただき、地域とのつながりも持てるような支援も行っているところです。

保護者が必要な支援を受け、安心して子育てすることが子どもの健やかな成長、発達につながり、大切に育てられたことで子どもは自分自身を大切に思えるようになります。

そのため、市としましては、最初に申しましたように、妊娠期から出産・子育てまでの切れ目のない相談支援が行えるよう、子育て支援に関わる関係機関、地域が連携して家庭を支援していくことといたしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 今、ご説明いただきました赤ちゃん訪問、あるいは子育て家庭訪問、またブックスタート等々、野洲市は他市と比べても手厚い支援があるのかなと思っております。

一方で、この項目を問いましたのは、やはり先ほど申し上げましたように、子どもを育てるといのは当然ながら家庭がその主たる責任を負うといえますか、ものでありますし、そこをやはり行政としては、どうせえと言うんじゃなくサポートしていくという役割かと思えます。

こうしたことは、法律の中、教育基本法の中では、家庭教育支援という言葉でくくられているんですけども、家庭教育というふうな教育の2文字がついているので、どうもいろいろ、いい事例をお聞きしていると、いろんな縦割りの行政を横串で刺して、連携して、協調してやっていくというふうなものがあるんですけども、どうも縦割りに陥ってしまうとよろしくないということだと思えます。

野洲市では、十分連携もされていると思うんですけども、今後も家庭教育支援というか、家庭の支援について、やはり切れ目のない、妊娠期から子育てというふうに今もおっしゃっていただいたとおり、連携して当たっていただきますように、お願いをしておきます。

では、大きな3つ目の質問に移ります。

大きな枠で市としてどう命を守るか、育むかを問うてまいりました。最後に、命を守る砦となる医療についての考え、及び地域医療の核となる病院整備についてお伺いをいたします。

昨年の12月議会において、野洲市における医療の根っことなる地域医療に対する考え方を問い、答弁をいただいております。

その後、市長は4か月もの間、熟考されましたが、地域医療全体の考え方及びその中の野洲病院の位置づけについてどう変わったのか、お伺いをいたします。

ちなみに、変更がない場合も、考え方としてご答弁をお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 東郷議員の1点目のご質問にお答えいたします。

去る5月18日の野洲市民病院整備事業特別委員会においてご提示いたしました新病院整備に向けた新たな方策、新たな整備場所での内容は、患者の通院利便性や医師確保等についても駅前での整備と大きく変わらず、病院経営面において収支は成立するものと考えております。このことから、地域医療の中核を担う新病院の位置づけとしても、中軽症への対応、診療所の後方支援、疾病予防やリハビリ、回復期患者への対応など、野洲市民病院整備基本構想案における病院像に示すとおり、周辺医療機関との機能分化・連携を図りつつ、急性期から回復期を有し、診療所の後方支援を行えるケアミックス病院としての役割を確立できるものと考えており、今回、その認識を変更した認識はございません。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） ただいま変更はないとご答弁をいただきました。

それはそれで結構なんですけれども、再質問をさせていただきます。

今のご答弁の中にもケアミックス病院という言葉がありました。昨日の、確か鈴木議員だったかと思いますが、この言葉をお使いになられております。

これはちょっと一般的な用語ではなく、いわゆる専門用語に近いのかなと思います。このケアミックス病院というのは一体何なのか、ご説明を、市長、お願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 私のほうからご回答させていただきます。

一般的な表現ではないということでございます。これにつきましては、病院像の中で先ほど市長のほうを示されましたように、今後の市民病院のあり方におきましても、一般病

棟、急性期を備える一般病棟から地域包括ケア病棟、さらには回復期のリハビリテーション病棟、これらを一連的に実施していく病院であるというようなことを表現したものでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 一応私もケアミックス病院、質問する前に、ちょっと昨日のご答弁で何なのかなと思いましたので、ネットで検索はいたしました。

願わくば、やはり説明される限りにおいては、簡単な説明ぐらいはご自身でしていただけるようお願いをしておきたいと思います。

2つ目の質問に行きます。

病院整備が急がれる中、先ほども申し上げましたが、市長は4か月もの長きにわたり熟考されました。

病院整備事業特別委員会でも問いましたが、かみ合った答弁ではありませんでした。どのような観点で熟考され、なぜ4か月もの超長期にわたっての熟考となったのか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2点目のご質問、なぜ4か月もの超長期の熟考となったのかについてお答えをいたします。

本年1月14日からの当初の頃は、市民や議員のご意見のほか、複数の医療関係者の方々にもご提案やアドバイスをいただき、野洲市の将来に禍根を残さない最良の選択を目指して熟慮してまいりました。しかし、3月の本会議において、野洲駅前Bブロックでの病院整備事業の早期再開についての決議案が提出され、否決されるという事実を極めて重く受け止め、4月に入り、新たな方策に関して整備するよう地域医療政策課に指示したところ、約1か月間で理論整理と資料化が進められたところでございます。

私が思うところでは、この4か月は新たな提案に向けた必要な熟考の時間であり、決して無駄に費やした期間とは考えておりません。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 無駄ではないとおっしゃいますが、無駄かどうかは別にして、この期に及んで4か月もの熟考は深刻な問題であると私は認識をしております。

この熟考問題、この根っこは市長選挙にあったのではないかと考えております。そして、

次いで、去年のBブロックでの整備案、この判断という、この大きく2つがこの4か月も要した熟考に深く影響しているのではないかなと考えております。

そこでお伺いをいたします。

市長選挙時における公約の立案時、熟考されなかったのか。

この問題に関しては、昨日ちょうど稲垣議員が質問されました。市長選挙の公約の稲垣議員の質問に対して、市長選時の公約の一丁目一番地は駅前での病院整備に反対ということであって、現地半額、建て替えは代案であるというような説明をされておりました。

私はそこに結構引っかかりましたので、資料を持ってまいりました。選挙公報、そして証紙の貼られた、市長、当時候補者のチラシ、この中で、赤字で書いてある「贅沢な駅前での新病院整備計画を大幅に見直し、現病院の敷地に半額程度で新病院を新築」、これ、大きなポツ1つでくくられております。文章上も、読点で区切ってあるだけであります。

市長のおっしゃるような説明であれば、ここの「大幅に見直し」までで、例えばの話、括弧がつけてあればその公約と対案というふうな説明も成り立つかもしれませんが、このくくりは、これ自体がつまり「現病院の敷地に半額程度で新病院を新築」までが公約であると思います。

ちょっとこれ、引用しましたけども、ここを云々したのではなく、このときに問いは熟考されなかったのか。本当にできるとかどうとかいうことを熟考されなかったのかどうかをお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 昨日と今日と、市長選挙のことが取り沙汰されておまして、いささか説明をさせていただくのもあれなんですけども、当時の話なんですけど、選挙公約として、いつも言っているんですけど、一丁目一番地は何かというと、120億で駅前Aブロックで病院を整備することに反対をして立候補させていただいたと。確かに、今お示しされました当時の選挙公約のビラですか、には、そういうふうに書いてございますが、実態の話として、何にもなければ市民の皆さんにも分かりづらいただろうという選挙運動の最中に対案として現地建て替え、半額程度でということ掲げようではないかということを出させていただいた案です。

もちろん、この現地半額で建て替えということに関しまして、熟考というよりも詳細な、何ていうんですかね、資料がない中で、一般に公表されておられる資料に基づいて現地建て替えが可能か可能でないかということを検証しました。そのたびに申し上げているんで

すけども、この現地建て替えを公約というんですか、対案として出させていただいた根拠というのは何かというと、やはり建築の専門家に現地建て替えができるかと。一般的にできるかということで、もう分かりやすく言えば、東京、大阪、京都も含め、名古屋も含め、大都会の中心にあるような、真ん中にあるような病院というのはもう現地で建て替えるしか方法がないということで、運営しながら現地建て替えをしている事例はいくつもあるということをお聞きして、そしてそれを提案させていただいたということでございまして、確かにそのときはあらゆること、情報を得た上で現地建て替えもできるんだなど。ただし、その当時、私は民間人でありまして、一般市民でもありますし、立候補予定者という形ではありましたが一般市民でありますので、まさか病院へ行って、ここはどうの、そして病院の先生方に建て替えられますか、いけますか、ここでいけますかなんていうことは聞けるような状態ではなかったということで、そういうことで、いつも申し上げておるように、正確な情報を得た中での提案ではなかったということでもあります。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 長々とお答えいただきました。分かる部分と首をかしげる部分とありますが、イエスカノーかでお答えください。熟考したのか、していないのか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 熟考したのか、していないのかという端的なお答えですけども、経緯を言わないと分からないということで経緯を説明させていただいているわけですから、イエスカノーかだけでいいんですしたら、これ、熟考というのは、また今の熟考と意味が違うんですよね。何をもちってその当時の熟考ということを言われているのか、私にはちょっと理解できないものですから、その当時はその当時に一生懸命考えたということに回答させていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 一生懸命考えたとおっしゃいますので、熟考されたと判断させていただきます。

先ほど申し上げた大きく2点、この4か月もの熟考のポイントがあると申し上げたもう一つ、昨年5月のBブロックの整備決定時に熟考されなかったのかという点について、お伺いをいたします。

これについては、議会で私が質問しております。5月17日の評価委員会での内容、及び5月28日の病院整備特別委員会でのその方針表明、ここに至る経緯があります。少し

読み上げます。これ、会議録です。

5月17日の翌日の新聞、5月17日は評価委員会です。その翌日の新聞のコピーがあります。ちょっと紹介をいたしますが、5月18日の朝刊です。読売新聞。

現状では、2か所しか選択肢がない。2か所というのはBブロックを除いた2か所です。駅南口の旧予定地に隣接する市有地、Bブロックのことです。細長くて狭く、無理だと思ふと述べた。これは京都新聞の記事。栢木市長は、駅前で整備する考えはない。あくまでも参考としては受け止めていると述べた。中日新聞。こういうように、5月17日の委員会の後での囲み取材では、Bブロックなどという方針は市長の頭の中になかったという、これは囲み取材をされた各紙が述べておられます。

にもかかわらず、5月28日には、一転Bブロックで表明されております。この間10日余り。この間に熟考されたのかどうなのか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） あくまでも、今例示されましたけども、新聞記事というのは新聞社の聞き取り方、曲解している部分もございますので、それが全てかというような言い方をされますけども、そうではないと思います。あくまでも評価委員会が出たことを私が述べさせていただいたということでございます。場所が狭いとか、そういうことも評価委員会が出た話でございますので。

このとき熟考したかということは、熟考しました。イエスです。

ただ、その評価委員会が終わってからの期間で熟考じゃなく、それも含めたところから熟考いたしております。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 熟考いただいたということです。

現在の状況から振り返れば、少なくともこの5月、去年の5月の時点で、市長が体育館の敷地での整備が一番いいと考えておられたのであれば、副市長以下職員をとことん説得して、市長がそこまで言うならというふうに賛同を得て、取りまとめて、去年の5月に今のプール横にするなり、駐車場にするなりの方針で進むべきではなかったのかと思います。その点についてはどうお考えでしょう。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 何度も申し上げておりますけども、去年の5月の時点で、大きな1つの問題というんですか、やはり病院事業債の繰上げ一括償還というものがありません。

そして、社会資本整備臨時交付金というものもありました。そういう野洲市のその時点での、昨年の時点での財政状況等々を考えますと、それがやっぱり重くあったということでの判断をさせていただいたと。熟考しているの中に、やっぱりそれは大きな問題でありました。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） もう一点、再質問です。

熟考の出口についての経緯をお聞きいたしたいと思います。

プール跡地、今方針で示されているところに決めたその経緯やいきさつ、一部説明されているものと重複するかもわかりませんが、改めてお聞きいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 総合体育館での整備ということが一番地理的にも中央に位置するし、財政的な問題もある程度、財政じゃないですね。資金、キャッシュフローに関しても一定対応できるだろうというような判断の中で、体育館ということで方向性を示して、職員といろいろ議論というんですか、話をする中で、このプールの、温水プールの跡地が一番適当ではないかなという結論に至って、そこにお示しさせていただいたということでございます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 3点目の質問に行きます。

病院整備事業特別委員会では、「50年先を見据えた新たな病院整備の推進」と表題が、資料表紙に掲げられております。「50年先を見据え」とは、どういう観点で半世紀も先を見据えられたのか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 3点目のご質問、「50年先を見据えた新たな病院整備の推進」とした表題についてお答えをいたします。

50年という期間についてですが、今から50年前の1970年代を思い起こしますと、高度経済成長の終盤で公共施設の多くが建設された頃であり、今はそれら施設が大量に更新時期を迎え、課題となっております。駅前の姿、まち全体のありようについて50年先を見据えることは、まず1つは具体的に将来の建て替えを見据えたものであります。1つのことではございますが、50年先のことを見据えるという中に将来の建て替えを見据え

たものであり、そして、何より子どもたちの未来に責任を持ち、希望ある持続可能なまちを創造することであり、新病院整備と駅前のにぎわいづくりという2つの課題を共に早期に実現させ、笑顔あふれる野洲市にするために掲げさせていただいたものでございます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 50年先というのが大きなポイントとして建て替えというのがあるということは理解をいたしました。

一方でといいますか、この当時の、当時というか、5月18日のこの資料は、部長会議等をはじめとする一連の庁内手続を経たものであるか否か、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 部長会議も当然ございましたけども、部長との、これ、大きな問題ですので、特別に時間を設けまして、4時間にわたって部長との懇談、意見交換というものもいたしました。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） そうした庁内協議、また4時間にわたる意見聴取、これは願うべき内容だと思います。

部長会議のインターネット公表、要録が公表されておりますので、そこは確認をしたところであります。

ちょっと方向性が違うんですけれども、先ほど奥山議員からの質問で、部長会議のガバナンスというふうなお話もありました。その答弁の中で、自由闊達な意見交換というふうな言葉もあったと思います。

非常にこの自由闊達な意見交換が、部長会議のみならずいろんなレベルの会議でされている。これは必要不可欠だと思うんですけれども、ちょっとこの部長会議の様子を、要録ですので、詳細までは分かりませんが、見ていますと、こういう方向で政策的に判断してやっていくというふうな形で締めくくられていることが、私が見ただけで2回ありました。1回は市長、1回は副市長がそういう言葉で、率直に印象を申し上げますと、強引にまとめたように見受けられました。そこはちょっとどうなのでしょう。お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 特段強引に認めたわけでもないですし、例えば強引に認め……認めるというか、強引に進めるという話でしたら、逆に4時間もかけていろんな意見をお聞

きするという事もないのではなかったかなというふうに思っております。

取りあえず、自由闊達な意見交換にいろんな意見を聞いて、この場所でよいか悪いかということのいろんな課題も聞いているわけですから、それをお聞きした上で前へ進めさせていただくということは、当然申し上げることやという。私の発言の中では、そういう認識をしております。

前へ進めるために意見を聞いているわけですから、当然そういうふうにとられても致し方ない部分もあるかもわかりませんが、要録ですので。それを皆さんの、部長のご意見をお聞きした上で、無視をしていないですよ。それで進めさせていただくという意味でございます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） ちょっとこう、大事なポイントやと思いますので、副市長にも同じ質問をしたいと思います。

昨日、ちょっと誰の質問だったか忘れましたが、副市長の役割は職員と市長の間を取り持つ、コミュニケーションを図るというふうな役割というふうなことをご自身で答弁されたと思いますので、同じ質問をお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） お答えさせていただきます。

部長会議でございますけれども、部長会議でも冒頭私のほうから申し上げましたのは、やはり部長といいますのは、野洲市の経営の一翼を担う者として、ある意味自分の担当する部局にかかわらず、経営の一翼を担う者としての意見、課題の提示をいただきたいという話を、これ、別の部長会議の冒頭の部分でございますけれども、お伝えしたところでございます。その結果、今回の病院事業の件につきましても、様々な観点からご自分の所管部分以外の観点からのご質問もいただいております。

当然、今回の本件につきまして、部長会議でも議論をさせていただいたんですが、それに先立って、先ほど市長からもおっしゃったように、2回に分けてそれぞれ2時間程度部長ないしは次長も入っていただいて議論をしておるところでございます。

実際、部長会議では、当然その議論を踏まえた意見交換ということで、ややもすれば、議員ご覧いただいた部分では部長会議での議論が不十分だったのかと見受けられたのかもわかりませんが。それに先立って、4時間かけて十分議論をさせていただいて、その結果、方向性を見出すとともに、一方、いろいろな課題がございます。これにつきましては、

市の各部局が一丸となって取り組んでいく必要があると思いますので、そういう部分も含めて課題提起いただく重要な場であったのではないかと。私、こう認識をしておるところでございます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 分かりました。

ちょっと質問。もう一つ追加で質問ですが、その4時間にわたる会議というのは非常に重要なポイントだったのかなと思います。我々議員や市民、主権者たる市民の方々の関心も高いと思うんですが、これを公表していただくという方向性は、どうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） 今の部分ですね。部長会議に先立つ4時間の議論につきまして、一定整理の上、公表していく必要があるとは思いますが。

ただ、全て、何ていうんですか、意思形成過程において全て公表すべきかというのと、そういう部分もありますし、一定整理の上、お示しさせていただきたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 4点目の質問に入ります。

特別委員会では、体育館横プール跡地での整備案が示されました。本市が目指す医療提供体制に対し、この立地変更はどう影響するのでしょうか。

直接医療に携わる専門の立場から、見解を求めます。

○議長（荒川泰宏君） 福山市立野洲病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 4点目の質問についてお答えします。

まず、立地が変わるということは、病院の機能という、先ほどケアミックスという、議員が質問されましたけども、実際にどのような機能を病院に持たせるかというのは、これはかなり大きな違いがあると思います。立地条件によって。

すぐそばにぎおうの里もありますし、それから湖南病院もあります。だから、病院というのは、どこに何があってというんじゃなくて、どういう機能を持つ病院をどこに置くかというのが重要な観点だと僕は考えています。

少なくとも、体育館横のプールの跡地ということであれば、相当距離があります。

昨日、何か看護師を自転車で10分か15分で行けるという具合に言っていましたが、夜の夜中の11時、12時に移動するので、これは全く不可能です。寮がないということに関して言うと。そういうことも考えて、医療スタッフ、医師も含めた医療スタッフとい

うのを確保するというのは非常に大変になるだろうというのは予想されます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 5点目の質問に行きます。

特別委員会資料の15ページの最下段に「施設整備等総合的に見て、新たな整備場所である温水プール跡地は、新病院の優良な整備場所」と締めくくっておりますが、その判断できる根拠が説明されていません。根拠をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 東郷議員の5点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

新たな整備場所であります温水プール跡地につきましては、施設整備等のハード面から総合的に見て優良な整備場所としたものでございます。

具体的に申し上げますと、市街地から離れた郊外ではなく、既存の市街化区域にも隣接をし、周辺の市街化区域に隣接したエリアにおきましては、将来的には市街化区域へ編入する可能性もあり、野洲駅から約2.2キロと、車なら北口から約6分で到達できる利便性が高い場所であるということから、本市が目指すべき野洲市市民病院のコンセプトに基づく病院運営ができるものであるというように考えた次第でございます。

また、地理的に市の中央に位置し、幹線道路を通じて市内各所から車でのアクセスに優れており、広域道路整備状況からも利便性はさらに高まり、市外からの新たな患者獲得により経営面での効果も期待できること、また、災害等の安全性から見ても、地盤状況は従来の工法で対策できるというふうに見込んでおりまして、全体の整備費を大きく引き上げるものではなく、浸水リスクの少ないことも客観的データでお示しするとおりでございます。

さらに、病院棟の建設に際しましては、2車線で両側歩道を配置する市道からの接道となりますことや、体育館の建物スペースを考慮した縦に余裕のある機能的な病棟配置ができること、特に駅前での駐車場の確保は課題の1つでありました。その論点は、用地の確保、整備コスト、高齢者の使いやすさが主なものでしたけれども、温水プール跡地におきましては、総合体育館の駐車場等実質的に共用でき、混雑の曜日、時間帯が異なることから、すみ分けが可能であり、空き時間や低利用状態を解消できる有効な活用ができるものであるというふうにご考えている次第でございます。また、開院後におきましても、周辺地

での拡大検討も可能であることや、一部立体化する2階部分は職員用とすることで、患者様の平面利用での対応が可能でありますことや、いずれも駅前と比較して優位なものであるというふうな表現をさせていただいたところでございます。

なお、新たな整備場所を見込んだ関係計画におきましても、整合性を検証の上、必要に応じて一部見直しをする考えでありますことから、総合的に考えて、優良な場所であるというふうにお示しをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 先ほど市長に出口の経緯も確認したところであります。

そのときの発言にもあったんですが、5月18日の会議録を見ますと、「当初はBブロックも思慮の対象に入れながら熟考しておりました」に続き、「決議案が提出されたものの否決された」と。「このことを重く受け止め、4月に入り、今日お示しする内容で整備するように地域医療政策課に指示したものでございます」とおっしゃっておられます。同様のこと、先ほども述べていただきました。

お伺いいたします。

この「指示をした」という、これを素直に読むと、プール跡地での整備というのがもう決まっていて、指示をしたと。後づけで今説明いただいたような根拠をつけていただいたようにも思えますが、そこはどうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） それはございません。考え方を指示したものであって、東郷議員が言われるようなことはございません。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 押し問答する時間もないので、次に行きます。

6点目、同資料3ページに「熟考における視点」の（3）に「病院経営の成立は必須」と明示されています。

駅前案は収支計画にも詳細に示されておりますが、新たな方針では収支計画はおろか、具体的な病院像も示されておられません。経営が成り立つ根拠を示してください。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 東郷議員の6点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

1点目から、市長のほうからご答弁を申しあげました内容と少し重なりますが、特別委員会でご説明をさせていただきましたとおり、病院経営成立の条件とされております駅前と諸項目について比較したところ、いずれも優位または同等、もしくは及第水準にあり、現在までに策定されている収支計画と同様に経営収支は成立するというふうに考えた次第でございます。

こうしたことから、基本構想案でお示しする内容が大きく変わるものではなく、野洲市民病院が目指す病院像も同様で、その実現を図ることも可能であると考えられるものでございます。

また、今回新たな方策につきましては、熟考から計画への局面への移行に際しまして、ご提案を申しあげたものであります。今議会で提案をいたしております関連補正予算におきまして、基本計画案の修正業務委託を計上させていただいております。その中で概算工事費の精査、さらには事業収支シミュレーションの更新を行い、計画の精度を上げて次の市議会定例会において事業推進をするための予算とともに、新しい整備場所での事業推進を機関決定いただきたいというふうに考えておるものでございます。

丁寧な合意形成を目指して参りたいという考えでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） いろいろご説明はいただいておりますが、この整備計画地は川と高圧線に挟まれた狭い地域であります。

また、体育館の玄関の目の前であること、駐車場が体育館と共用であること、また、先ほど病院長の言われた寮の問題、交通費の問題等々、隠れた費用があるのではないかと。隠れたコストが発生するのではないかとという心配もございます。

また一方で、病院特別委員会の中では、外来に特化しているように思えて仕方ないんですけども、医療収入の占める外来の割合、「圧倒的にやはり入院がこうしたケアミックスの場合大事です」と、何か外来を軽視したような表現も見受けられます。ご見解をお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） もちろん、東郷議員おっしゃいますように、外来を軽視したものではありません。今後の経営成立を目指して可能な限り検討を進めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 7点目。

プール跡地の整備案の大きな課題は、体育館玄関の目の前という立地であります。特別委員会の資料ではメリットばかり強調されておりますが、体育館の立場から見て、メリット、デメリットをお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 7点目のご質問にお答えをさせていただきます。

体育館横での病院立地につきましては、まず、メリットとして次の3点があると考えております。

1点は、競技者等のけがや急病に対する迅速な医療措置ができること。2点目としまして、災害時の避難所でもある体育館における避難者への医療的対応が可能となること。3点目としまして、体育館と病院とが連携した健康増進事業に取り組めることです。

一方、デメリットとしては、主に次の2点を懸念しております。

双方の利用者により駐車場及び駐輪場が不足すること、2点目としましては、体育館利用者のミーティング等のフリースペースが不足することです。

今後、これらのデメリットについては地域医療政策課と協議を行い、しっかりと対策を講じたいと考えております。

また、メリットとなることは、体育館と病院が共に連携し、最大限実現に向け取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 最後、国民スポーツ大会及び障害者スポーツ大会が工事期間中となっております。大会終了後にかかるのが通常と考えますが、支障はないのか、この点についてはスポーツ庁競技スポーツ課からも前々から示されているとおりであり、というふうなことを聞いておりますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 8点目のご質問にお答えをさせていただきます。

国スポ・障スポ大会の期間中は、全国から競技関係者や競技観戦者で1日当たり最大約3,000人の多くの方が体育館に来館いただく想定をしております。

大会の開催が病院整備工事期間中となりますと、工事ヤードとして仕切られたスペース

となるため、来館者、特に全国障害者スポーツ大会に来られる様々な障がいを持たれる方々が不便な思いをされないよう、安全確保を含め、十分な対応を図る必要があると考えております。

また、屋外に予定していたおもてなしブースや仮設トイレ等の配置についても、駐車場を含めた全体のレイアウトの検討が必要となります。

さらに、令和6年のリハーサル大会以降本大会までには、強化練習会や予選会を含め、順次関連の競技会が開催されることから、その影響も懸念するところでございます。

したがいまして、病院整備を計画の工程で進める場合、国スポ・障スポ大会への対応については、地域医療政策課と十分な協議、調整を行い、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） ここで、長尾市民部長より答弁の訂正を求められておりますので、これを許します。

長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 先ほど東郷議員から犯罪被害者に対する支援についてのご質問をいただきまして、公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターへの連携をしている市町につきまして3市1町と申し上げましたが、実際には大津市、甲賀市、東近江市、守山市、日野町の4市1町でございました。答弁の訂正をさせていただきます。誠に申し訳ございません。

○議長（荒川泰宏君） ここで、佐野副市長より答弁を求めておられますので、これを許します。

○副市長（佐野博之君） 失礼いたします。

先ほどの東郷議員からのご質問の中で、部次長の病院整備に係る懇談会につきまして、可能な限り公表させていただくという旨で申し上げたかと思えます。

1点ですね、懇談会の前提として、事前に非公開を前提として各部次長からご意見をいただきたいという整理をしておりましたので、ただ一方で、この会議、重要なという部分のご指摘もございますので、こういう点も含めて、意思形成過程である点も含めて整理を再度させていただきたいと、こういう形で考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による一般質問は終了いたします。

本日の日程は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明17日から6月27日までの11日間は、各常任委員会での議案審査のため休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。よって、明17日から6月27日までの11日間は、各常任委員会での議案審査のため、休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。

来る6月28日は午後1時から本会議を再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。(午後0時03分 散会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和4年6月16日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 山崎敦志

署名議員 橋俊明